

79 学位令細則制定

〔明治二十年六月〕

六月二十五日

文部省学位令細則ヲ定ム

文部省令

〔加筆・朱書〕
〔第四号〕

本年五月勅令第十三号学位令第五条ニ基キ学位令細則ヲ定ムル
コト左ノ如シ 二十年六月二十五日

学位令細則

第一条 博士ノ学位ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ授ク

法科大学所設ノ学科ヲ專攻セシ者ニハ

法学博士

医科大学所設ノ学科ヲ專攻セシ者ニハ

医学博士

工科大学所設ノ学科ヲ專攻セシ者ニハ

工学博士

文科大学所設ノ学科ヲ專攻セシ者ニハ

文学博士

理科大学所設ノ学科ヲ專攻セシ者ニハ

理学博士

第二条 大学院ニ入り定規ノ試験ヲ經タル者アルトキハ帝国

大学総長ノ具申ニ依リ文部大臣之ニ博士ノ学位ヲ授ク

第三条 文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ經タル者

ト同等以上ノ学力アリト思慮スル者アルトキハ帝国大学

評議會ノ議ニ付シ評議官総數三分ノ二以上之ヲ是認スル

ニ於テハ文部大臣之ニ博士ノ学位ヲ授ク

第四条 博士ノ学位ヲ得ント欲スル者ハ文部大臣ニ申請スル

コトヲ得但申請スル者ハ其履歷書及其專攻セル学科ノ範

囲内ニ属スル自著ノ論文一編ヲ差出スヘシ

第五条 帝国大学評議會ハ第三条ノ場合ニ於テ必要ト認ムル

トキハ試験ヲ行フコトヲ得但試験ヲ受クルト否トハ本人

ノ随意トス

第六条 文部大臣ニ於テ学問上特ニ攻績アリト思慮スル者ア

ルトキハ博士ノ會議ニ付シ出席博士ノ三分ノ二以上之ヲ

是認スルニ於テハ文部大臣之ヲ閣議ニ提出シ其可認ヲ得

テ大博士ノ学位ヲ授ク

第七条 博士ノ會議ハ文部大臣指令スル所ノ委員之ヲ整理ス

又博士二十名以上出席スルニアラサレハ之ヲ開カサルモ

ノトス

第八条 博士ノ會議ヲ開クトキハ五週日前ニ官報ヲ以テ開會

ノ場所及時日ヲ廣告ス

第九条 第五条ノ試験ニ関スル規則ハ帝国大学総長之ヲ定ム

第十条 学位記ノ様式左ノ如シ

学位令第三条前段ニ該当スル者ノ学位記ニハ紅色輪廓

ヲ付シ同後段ニ該当スル者ノ学位記ニハ綠色輪廓ヲ付

(注記3) (注記2)

(注記1)

ス

学位記

族籍位勲爵

姓名

明治二十年勅令第十三号学位令第三条ニ依
リ茲ニ何学博士ノ学位ヲ授ク

年 省
印 月 日

文部大臣位勲爵姓名印

割印 番号

学位記

族籍位勲爵

姓名

明治二十年勅令第十三号学位令第四条ニ依
リ茲ニ大博士ノ学位ヲ授ク

年 省
印 月 日

文部大臣位勲爵姓名印

割印 番号

黒色輪廓ヲ付ス

- (注記1) (北國) 「校正」 「謄写」 (東)
- (注記2) 「二」 (簿冊内件名番号)
- (注記3) 「明治二十年」

【公文類聚 第十一編 明治二十年 第二十七卷】
2A, 11, 314